

パパ
育休とろう！



＜パパ・ママ子育て応援プラス認定企業向け＞

男性の育児休業取得

助成金のご案内です！

事業主に対する助成金 25万円

＜支給要件＞

常用雇用者が300人以下、
かつ業務代替手当等を規定し、
支給した企業 等
※詳細は裏面をご覧ください。



労働者に対する助成金 5万円

＜支給要件＞

常用雇用者が300人以下の
企業に勤務し、通算28日以上
の育休取得 等
※詳細は裏面をご覧ください。



申請の流れ



ハッピー・パートナー企業における「パパ・ママ子育て応援プラス認定」の取得が必須！



事業主と労働者同時申請

事業主

業務を代替することに対しての
手当を支給する制度を規定

労働者が通算14日以上
の休業を取得

労働者が職場復帰

業務代替者に手当を支給

申請書を事業主へ提出

事業主の提出書類と労働者の提出
書類を揃えて事業主が県へ提出

労働者申請のみ

労働者

通算28日以上
の休業を取得

職場復帰

申請書を事業主へ提出

対象期間

- ・令和6年4月1日～令和7年3月31日の間に職場復帰したもの
- ※休業期間が複数年度にわたる場合であっても、直近の職場復帰日が上記期間中であれば対象となります。
- ※予算額に達した場合は、対象期間満了前に受付締切となります。

申請期限

- ・次のうち、いずれか早い時期までに申請してください。

- ①直近の職場復帰日から2か月以内
- ②直近の職場復帰日の属する年度の3月31日 → 今年度は令和7年3月31日

※令和7年2～3月に職場復帰する場合は、通常より申請期間が短くなりますのでご注意ください。

※上記の申請期限は必着です。

期間間際である年度末の申請となる場合は、あらかじめご連絡ください。



「新潟県男性の育児休業取得促進助成金」申請簡易チェックリスト

チェックリストで全て「はい」に該当した場合は、助成金支給の可能性がります。下記以外にも「支給要件」がありますので、お問い合わせください。



事業主

対象事業主に該当するか、ご確認ください。

・平成29年度以降、旧助成金制度での支給実績を含め、 本助成金制度を利用したことがない。	☐ はい ☐ いいえ
・ 常時雇用する労働者が300人以下 の企業、法人、団体等で「 パパ・ママ子育て応援プラス認定 」を取得している。	☐ はい ☐ いいえ
・ 通算14日以上 (分割取得可。有給休暇等除く。)の育児休業を新潟県内の事業所で勤務する男性従業員に取得させた。	☐ はい ☐ いいえ
・上記の育児休業取得のために代替業務に対応した従業員への 賃金支援制度(業務代替手当、特別業務手当等) を就業規則等に 新たに規定 し、当該申請にかかる育児休業に利用した。	☐ はい ☐ いいえ

労働者

対象者に該当するか、ご確認ください。

・新潟県内の事業所で勤務している。	☐ はい ☐ いいえ
・勤務先が 常時雇用する労働者が300人以下 の企業、法人、団体等で「 パパ・ママ子育て応援プラス認定 」を取得をしている。	☐ はい ☐ いいえ
・子が2歳に達するまでの間に 通算28日以上 (分割取得可。有給休暇等除く。)の休業を取得した。※事業主と労働者同時申請の場合は 通算14日以上	☐ はい ☐ いいえ
・育休取得後、勤務先の企業等で 職場復帰 をした。	☐ はい ☐ いいえ

【申請・問合せ先】

新潟県産業労働部しごと定住促進課

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1 TEL: 025-280-5260

新潟県ホームページ(申請書類等はこちらからご確認ください。)

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shigototeijyu/1356865510782.html>

